

統計資料 7
(公判請求・略式命令請求関係)

7 罪名別 公判請求人員・略式命令請求人員等(処理時年齢20歳及び21歳)(H30) (注1)

刑法(注2, 3)	終局処分 総数 (注4)	終局処分の別			
		公判請求		略式命令請求	
		(人) (注5)	(%) (注6)	(人)	(%)
公務執行妨害	66	11	16.7	25	37.9
犯人蔵匿	63	3	4.8	17	27.0
証抛隠滅	1	0	0.0	0	0.0
証人威迫	4	1	25.0	0	0.0
現住建造物等放火	14	9	64.3	0	0.0
非現住建造物等放火	3	3	100.0	0	0.0
建造物等以外放火	4	1	25.0	0	0.0
電汽車往來危険	4	1	25.0	0	0.0
過失往來妨害	6	0	0.0	1	16.7
業務上過失往來妨害	1	0	0.0	1	100.0
住居侵入	313	67	21.4	56	17.9
偽造通貨行使	6	2	33.3	0	0.0
有印公文書偽造	3	0	0.0	0	0.0
虚偽有印公文書作成	1	0	0.0	0	0.0
電磁的公正証書原本不実記録	11	7	63.6	0	0.0
偽造有印公文書行使	6	4	66.7	0	0.0
有印私文書偽造	24	10	41.7	0	0.0
私電磁的記録不正作出	3	0	0.0	2	66.7
有価証券偽造	1	0	0.0	0	0.0
不正作出支払用カード電磁的記録供用	26	23	88.5	0	0.0
不正電磁的記録カード譲渡し等	6	6	100.0	0	0.0
不正電磁的記録カード所持	7	4	57.1	0	0.0
支払用カード電磁的記録不正作出器械原料準備	1	1	100.0	0	0.0
公記号不正使用	1	0	0.0	0	0.0
私印偽造	6	6	100.0	0	0.0
不正指令電磁的記録作成等	1	0	0.0	0	0.0
偽証	2	0	0.0	0	0.0
公然わいせつ	58	4	6.9	20	34.5
わいせつ文書頒布等	24	0	0.0	16	66.7
強制わいせつ	166	77	46.4	0	0.0
強制わいせつ致死傷	11	6	54.5	0	0.0
強姦	9	2	22.2	0	0.0
強姦致死傷	2	0	0.0	0	0.0
強制性交等	55	18	32.7	0	0.0
強制性交等致死傷	9	5	55.6	0	0.0
賭博	5	0	0.0	2	40.0
常習賭博	2	0	0.0	0	0.0
賭博開張等図利	1	0	0.0	0	0.0
死体遺棄	3	3	100.0	0	0.0
公務員職権乱用	1	0	0.0	0	0.0
特別公務員暴行陵虐致死傷	1	0	0.0	0	0.0
殺人	15	10	66.7	0	0.0
殺人予備	2	2	100.0	0	0.0
自殺関与	2	1	50.0	0	0.0
傷害	963	188	19.5	248	25.8
傷害致死	2	1	50.0	0	0.0
暴行	487	34	7.0	117	24.0
凶器準備集合	2	0	0.0	1	50.0
凶器準備結集	1	1	100.0	0	0.0
危険運転致死傷	33	30	90.9	0	0.0
過失傷害	175	1	0.6	9	5.1
過失致死	2	0	0.0	2	100.0
業務上過失傷害	6	0	0.0	0	0.0

重過失傷害	150	0	0.0	10	6.7
重過失致死	2	1	50.0	0	0.0
保護責任者遺棄	2	0	0.0	0	0.0
逮捕監禁	47	17	36.2	0	0.0
逮捕監禁致死傷	5	3	60.0	0	0.0
脅迫	53	7	13.2	20	37.7
強要	29	8	27.6	0	0.0
略取・誘拐	22	2	9.1	0	0.0
営利拐取	7	5	71.4	0	0.0
拐取者身の代金取得	4	2	50.0	0	0.0
名誉毀損	7	0	0.0	3	42.9
信用毀損・業務妨害	6	0	0.0	2	33.3
威力業務妨害	10	0	0.0	4	40.0
窃盗	3611	1649	45.7	133	3.7
強盗	60	47	78.3	0	0.0
強盗予備	1	0	0.0	0	0.0
事後強盗	1	1	100.0	0	0.0
強盗致傷	72	56	77.8	0	0.0
強盗・強制性交等	3	2	66.7	0	0.0
詐欺	1073	824	76.8	0	0.0
電子計算機使用詐欺	13	10	76.9	0	0.0
恐喝	204	93	45.6	0	0.0
横領	10	5	50.0	0	0.0
業務上横領	5	1	20.0	0	0.0
遺失物横領	361	9	2.5	5	1.4
盗品等無償譲受け	26	1	3.8	0	0.0
盗品等有償譲受け	27	8	29.6	0	0.0
公用文書毀棄	3	2	66.7	0	0.0
建造物損壊	40	7	17.5	0	0.0
器物損壊	193	14	7.3	31	16.1
暴力行為等処罰に関する法律	59	10	16.9	10	16.9
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	28	3	10.7	0	0.0

特別法（注2，3）	終局処分 総数 （注4）	終局処分の別			
		公判請求		略式命令請求	
		（人）（注5）	（%）（注6）	（人）	（%）
公職選挙法	15	0	0.0	1	6.7
軽犯罪法	428	1	0.2	30	7.0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	126	1	0.8	61	48.4
消防法	3	0	0.0	0	0.0
古物営業法	1	0	0.0	0	0.0
火薬類取締法	1	0	0.0	0	0.0
銃砲刀剣類所持等取締法	169	12	7.1	21	12.4
高圧ガス保安法	3	0	0.0	1	33.3
売春防止法	16	1	6.3	0	0.0
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	149	20	13.4	84	56.4
ストーカー行為等の規制等に関する法律	32	8	25.0	9	28.1
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	6	0	0.0	0	0.0
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2	0	0.0	0	0.0
犯罪による収益の移転防止に関する法律	73	2	2.7	26	35.6
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	4	0	0.0	2	50.0
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1	0	0.0	0	0.0
著作権法	4	0	0.0	0	0.0
未成年者喫煙禁止法	12	0	0.0	0	0.0
未成年者飲酒禁止法	7	0	0.0	0	0.0
児童福祉法	25	15	60.0	3	12.0
自動車損害賠償保障法	72	8	11.1	45	62.5
食品衛生法	3	0	0.0	1	33.3

狂犬病予防法	1	0	0.0	0	0.0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	134	1	0.7	78	58.2
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	9	3	33.3	2	22.2
大麻取締法	589	270	45.8	0	0.0
麻薬及び向精神薬取締法	70	41	58.6	0	0.0
覚せい剤取締法	257	193	75.1	0	0.0
毒物及び劇物取締法	5	1	20.0	3	60.0
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(業として行う不法輸入等、薬物犯罪収益等隠匿及び薬物犯罪収益等收受以外の罪)	17	4	23.5	0	0.0
労働基準法	2	0	0.0	1	50.0
職業安定法	6	1	16.7	1	16.7
消費税法	15	14	93.3	0	0.0
関税法	23	21	91.3	0	0.0
銀行法	1	0	0.0	0	0.0
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	1	0	0.0	0	0.0
商標法	10	1	10.0	5	50.0
動物の愛護及び管理に関する法律	1	0	0.0	1	100.0
水産資源保護法	5	5	100.0	0	0.0
漁業法(海区漁業調整委員の選挙及び解職投票を除く。)	15	1	6.7	9	60.0
特定商取引に関する法律	13	0	0.0	8	61.5
道路運送車両法	79	4	5.1	51	64.6
航空法	1	0	0.0	0	0.0
船舶安全法	3	0	0.0	0	0.0
船舶職員及び小型船舶操縦者法	2	0	0.0	0	0.0
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	3	0	0.0	1	33.3
電波法	1	0	0.0	0	0.0
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	6	1	16.7	4	66.7
鉄道営業法	14	0	0.0	1	7.1
出入国管理及び難民認定法	291	119	40.9	3	1.0
地方公共団体条例(青少年保護育成条例)	495	7	1.4	173	34.9
地方公共団体条例(公安条例及び青少年保護育成条例以外の条例)	461	32	6.9	262	56.8
地方公共団体規則	31	0	0.0	14	45.2

注1 法務省調べ。「処理時」は、検察における終局処分時をいう。

注2 刑法犯の罪名区分は、検察統計年報の「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」における「小分類」による（ただし、「危険運転致死傷」、「暴力行為等の処罰に関する法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」については、同一覧表における「大分類」による。）。また、本統計上、自動車による過失致死傷等（自動車又は原動機付自転車による交通犯罪であって、その罪名が刑法第211条に規定する「業務上過失傷害」、「業務上過失致死」、「重過失傷害」、「重過失致死」、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項に規定する「自動車運転過失傷害」若しくは「自動車運転過失致死」又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する「過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱」、「過失運転致死アルコール等影響発覚免脱」、「過失運転致傷」、「過失運転致死」、「無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱」、「無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱」、「無免許過失運転致傷」若しくは「無免許過失運転致死」に係るものをいう。）及び道路交通法等違反（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反をいう。）は除かれている。

注3 該当の数字のない罪名については、掲載を省略している。

注4 「終局処分総数」は、検察官による公判請求数、略式命令請求数及び不起訴処分数の和である。

注5 同一の被疑者に複数の罪があり、それらの罪に関する事件を時を異にして受理した場合は、受理ごとに1人として計算し、終局処分の人員の計算についても、その計算を変更しない。

注6 「(%)」は、終局処分総数に対する割合であり、小数点第2位を四捨五入した。